九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

Strengthening Thailand's Minority Shareholder Protection Framework : A Comparative Study with the U.K., and Germany

ラシャタワン, サンパット

https://hdl.handle.net/2324/1959066

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

（様式６－２）

氏　　名	ラシャタワン　サンパット
論　文　名	Strengthening Thailand's Minority Shareholder Protection Framework: A Comparative Study with the U.K., and Germany（少数株主保護に関するタイの規制枠組みの強化に向けて: イギリス・ドイツとの比較研究）
論文調査委員	主　査　　九州大学　　教授　　河野　俊行 副　査　　九州大学　　教授　　徳本　穣 副　査　　九州大学　　教授　　マーク･フェニック

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

本論文はタイのコーポレートガバナンスを、とりわけ少数株主保護に焦点を当て、タイ法及びタイ経済に関連の深い英国及びドイツの状況を考慮しつつ、批判的に考察し、改正の方向性を示そうとするものである。タイにおけるコーポレートガバナンスにおいては、所有の集中とエージェンシーコストにその弊害は顕著であり、国際機関は少数株主保護、取締役の義務の改正と執行強化を勧告していた。このような評価の精度を確認するため、著者は、タイの判例を分析し、かかる評価が適切であること、取締役の義務に関する規定の不明確さ、先例の欠如による解釈の不安定、不適切な執行スキームの問題を指摘する。とりわけ、株主総会招集或いは議題追加に必要な保有株式要件の高さ、硬直的な投票システムなどは少数株主保護に不利に働く。独立取締役選任・解任に関する少数株主の権利も制限されている。また濫用的な利害関係者間取引に対する保護も脆弱であり、総株式の 30%から 49%を保有する株主はこの利害関係者とみなされないことは示唆的である。また取締役の行動に関する定義もあいまいなため、会社の利益を損なう行動を適切にコントロールすることが難しい。加えて、株主代表訴訟の要件がバリアとなっているうえ、訴訟提起に必要な株式保有時期が明らかでない。また訴訟コストを原告が負担しなければならないこともバリアとなっている。

かかる状況を踏まえ、筆者はベストプラクティスを求めて英国法とドイツ法を調査する。この両国を選択した理由は、19 世紀半ば以降の法の継受過程において、この両国の法体系はタイのそれに大きい影響を与えたこと、またこの両国はステークホルダーモデルとオーナーシップモデルという異なるアプローチをコーポレートガバナンスに関して採用していること、また両国のタイにおける投資スタイルもドイツが直接投資であるのに対して､英国が金融市場を通した投資と異なっており、比較分析に好適であると考えたことにある。その分析の結果、少数株主保護の必要性に関する確固たるコンセンサスが両国にはあること、タイ法における総会招集要件の緩和、長期保有株主の権限強化、投票システムの刷新の必要性を確認する。取締役に関しては、英国型の独立取締役の導入を上場会社に義務付け、独立取締役の選任解任は株主と独立取締役によって承認されるべきことを提唱する。また濫用的利害関係者取引に関しては、少数株主に承認権限を付与する英国型の事前監視スキームと、会社に不利な条件で行われた取引の利益を剥奪する事後的スキームを混合したスキームの導入を提唱する。取締役に対するコントロールに関しては、英国及びドイツの事例を調査してより明確なルールの必要性を確認し、ドイツ株式会社法 117 条類似の規定の導入を提案する。最後

に、株主代表訴訟の要件については、保有株式が総発行済み株式の５％という現行の要件の大幅な引き下げを主張し、またその保有時点も問題となっている行為当時という明快なルールの必要性を説く。筆者は、このような改正の諸提案が、伝統的にタイに類似した資本構造や取引慣行をもつ他のアセアン諸国に対するモデルとなり、地域のコーポレートガバナンスの水準向上に資することを強調して論文を締めくくる。

本論文は現在のタイ法の問題を踏まえ、緻密な比較法分析を行い、少数株主保護に関する一連の改正提案を行っている。これは法学の伝統的な研究手法にのっとったもので堅実である。他方英国型とドイツ型のハイブリッドモデルを提唱するなど、独自の新しい提案も盛り込んでおり、総体的にバランスの取れた作品に仕上がっていると考えられる。英語による少数株主保護に関するモノグラフィーはタイにおいてはほとんど刊行されていないようであり、この作品が一石を投じることは疑いを入れない。またアセアン諸国への貢献も期待されるところである。他方、単なる法の移植ではなく、タイ社会と文化に適合させて定着させるための工夫については、Legal Fit という概念を導入していることは興味深い。もっともハードローとソフトローの組み合わせによるアプローチ等の具体的な提案をする余地はあったと思われ、まだ本論文を洗練かつ発展させることが期待される。しかしこれは本作品全体の評価を下げるものとはいえず、本論文は学位授与に値する水準に達していると判断した。